

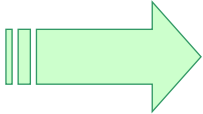
税額が前年度の1.1倍を超える土地に対する 固定資産税・都市計画税の条例減額制度



～ 土地の価格が急激に上昇した場合に、税負担が大幅に増加する土地に対し
固定資産税・都市計画税を減額する制度が継続されました（令和2年度）～

（都税条例附則第15条の3[固定資産税]、第20条の3[都市計画税]）

土地の価格の上昇に伴う急激な固定資産税・都市計画税の税額の上昇を抑制するため、今年度の固定資産税・都市計画税の税額が、前年度の税額（課税標準額×税率）に1.1を乗じた額を超える場合、その超える額を減額します。（申請の必要はありません。）



《実質効果》
土地の税額が、前年度の1.1倍を超えなくなります。
（地積、利用状況等に変更がない場合）

減額適用の場合、課税明細書及び名寄帳の「摘要」欄に【都税条例附則第15条の3減額】と表示され、「減額税額（固・都）」欄に、以下の求め方によって算出された減額税額が記載されます。

減額税額の求め方

A【今年度の課税標準額×税率】が B【前年度課税標準額×1.1×税率】を
超える場合（A>Bの場合）、超える額を減額します。（税率：固定資産税 1.4% 都市計画税 0.3%）

（例） H31(R1)
（前年度）

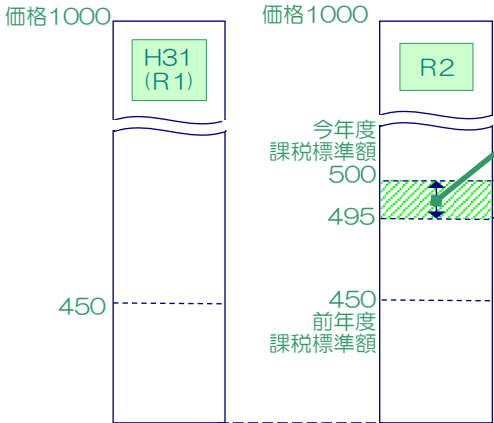
非住宅用地
価 格 = 1000
課税標準額 = 450

R2(今年度)

非住宅用地
価 格 = 1000
課税標準額 = 500(※1)
負担水準 = 45%
(前年度課税標準額÷今年度価格)

A【今年度課税標準額 × 税率】と
B【前年度課税標準額(※2) × 1.1 × 税率】
の差が減額されます。

(例)の場合、
固定資産税は、
【(500×1.4) - (450×1.1×1.4)】
が減額されます。



この部分に相当する税額を減額

(※1) 今年度課税標準額の計算方法
(非住宅用地・負担水準が60%未満の場合)
前年度課税標準額 + (今年度価格×5%)
(注)今年度価格×60%を上回る場合には60%相当額
今年度価格×20%を下回る場合には20%相当額

(※2) 平成31年度（令和元年度）に商業地等の負担水準上限
引下げ条例減額若しくは税額が前年度の1.1倍を超える土
地に対する条例減額を適用していた場合は、減額適用後
の課税標準額となります。